

I 政策等の評価の実施状況等の概要

1 秋田県の評価制度の概要

(1) 実施機関

評価は、「知事」「教育委員会」「公安委員会及び警察本部長」がそれぞれ実施する。

(2) 評価の対象

評価の対象は、「政策」「施策」「事業」（以下「政策等」という。）とし、対象とする範囲など具体的な内容は、各実施機関が「政策等の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）で定める。

(3) 評価のあり方

実施機関が評価を行う場合は、合理的な手法により、できるだけ定量的に政策等の効果を把握し、必要性、効率性又は有効性等の観点から自ら評価するとともに、その結果を政策等に適切に反映させるものとする。また、評価に当たっては、県民の意見を採り入れるよう努めるものとする。

(4) 評価の実施

政策等の評価は、「秋田県政策等の評価に関する条例」（以下「条例」という。）及び「秋田県政策等の評価に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、各実施機関が毎年度定める実施計画に従い行う。実施計画には、評価の実施に関する考え方、評価の対象、効果の把握、評価調書等の事項を定める。

（P 1 3 2・・・ 参考資料 2「令和 8 年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要」以降を参照）

(5) 評価結果の反映・活用

実施機関は、政策等の評価結果を総合計画が掲げる政策等の効果的な推進や予算編成等に活用する。

(6) 評価結果の公表

実施機関は、政策等の評価を実施したときは、その都度、県公式ウェブサイトへの掲載などにより、評価に関する情報を公表する。

(7) 議会への報告

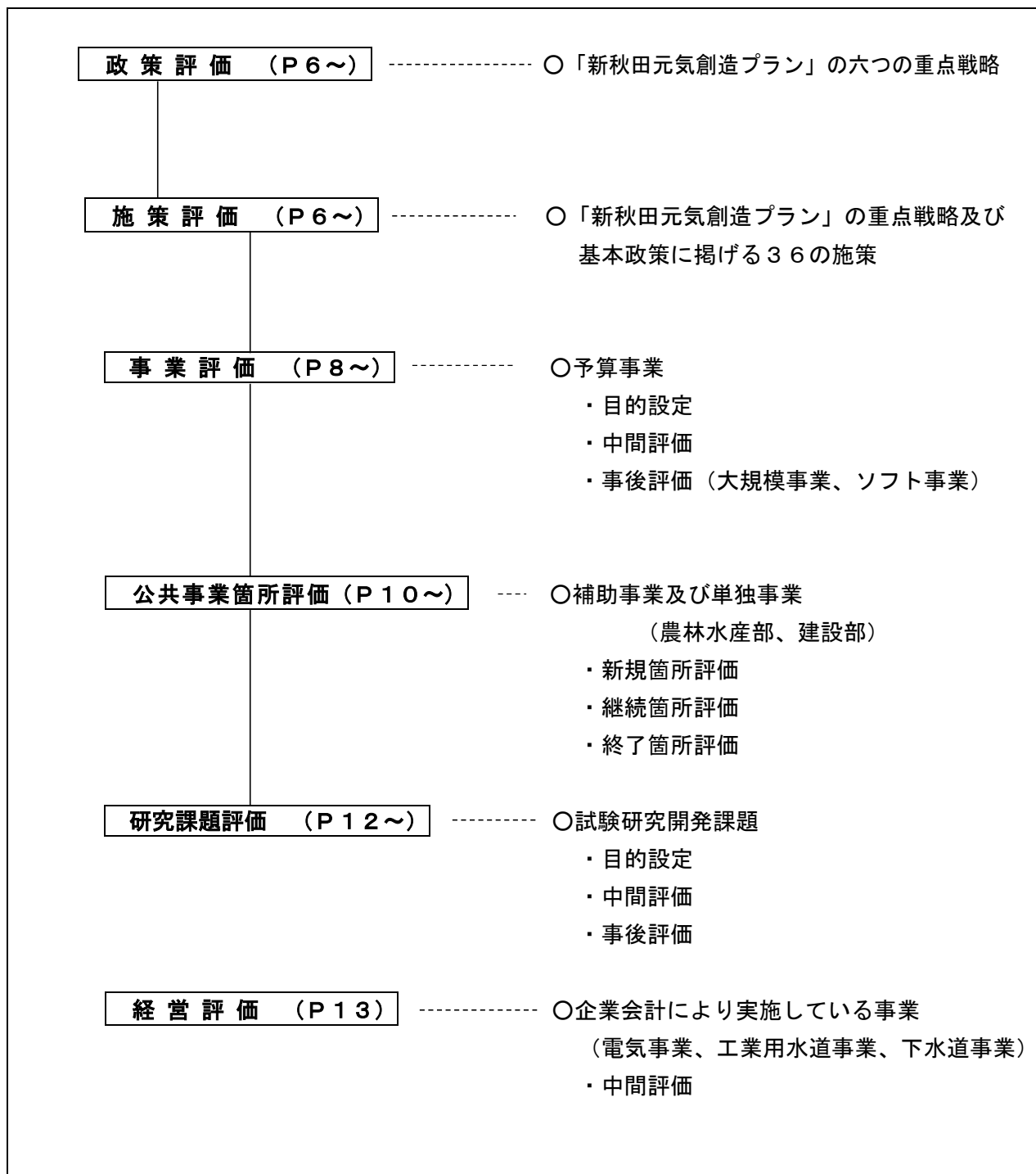
知事は、毎年度、実施機関が作成した評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書を取りまとめ、これを県議会に提出する。

(8) 政策評価委員会

条例により設置された「秋田県政策評価委員会」は、実施機関の諮問に応じ、基本方針及び評価に関する事項（評価結果、評価制度）を調査審議する。

(9) 政策等の評価の体系・対象

■ 知事・教育委員会 【新秋田元気創造プラン】



■ 公安委員会及び警察本部長

【秋田県警察運営の基本方針と重点目標】

